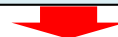


## ■通知の体系について

緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）  
賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討



「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日 財務大臣通知）  
 ・適用対象 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。



「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日 本省通知）  
 ・適用対象 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。  
但し、令和4年4月1日以降に契約を締結する予定であっても、既に公告を行っているなどの事情があるものは対象外とする。



「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和4年1月5日 局通知）

「工事、業務の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置についての運用について（通知）」  
 （令和4年1月19日 局運用通知）※担当：総務契約課・企画部技術管理課

※1 工事、業務の適用対象  
 令和4年4月1日以降に契約する、総合評価落札方式によるすべての調達。但し、令和4年2月1日以降に公告を行う調達案件とする。

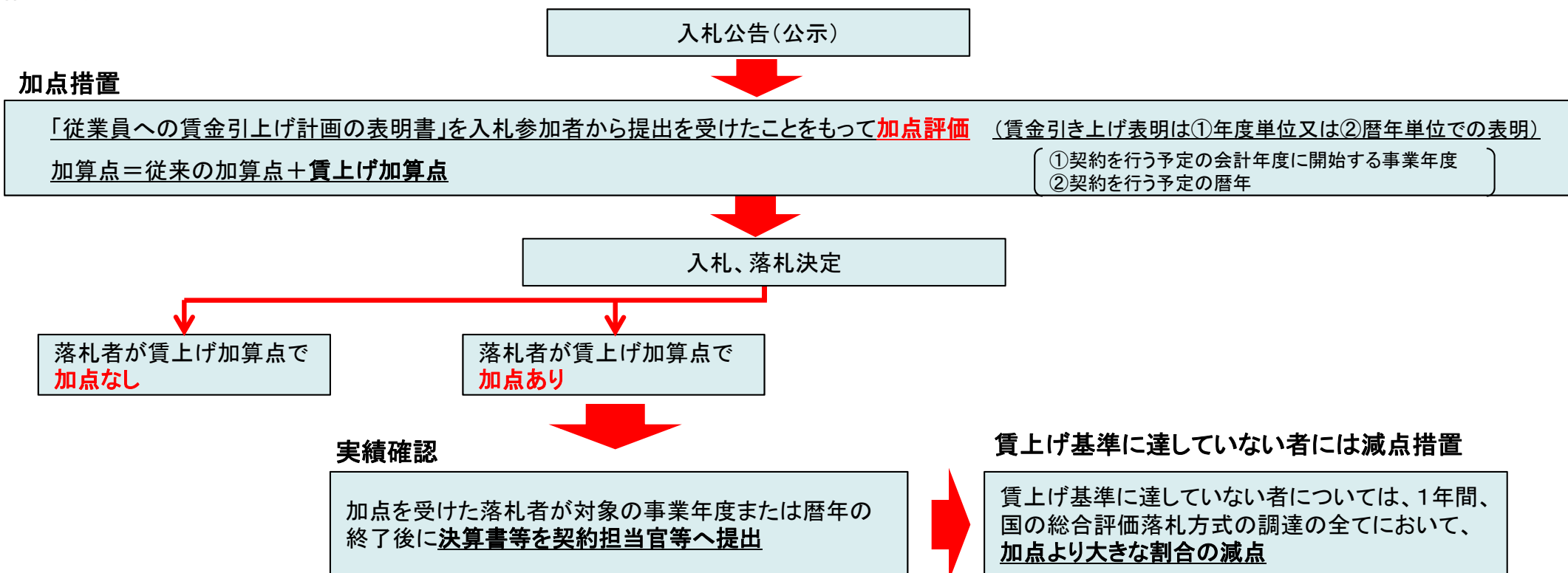


「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について」（令和4年2月8日 財務大臣通知）  
 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について」（令和4年2月8日 本省通知）  
賃上げの実績確認について、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができる具体的な例を明示

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。  
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

## ■措置の流れ





○賃上げ実績の確認において、標準的な方法とされている「法人事業概況説明書」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類に代えることができるとされているところ。

○賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう運用するため、具体的な確認書類の提出方法、「同等の賃上げ実績」と認めることができるかの現時点における考え方についての運用を整理。

### ○確認書類の提出方法

- ・賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
- ※賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能。

### ○「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- ・中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- ・各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- ・通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能。（具体例は次頁）

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するもの。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価する。

- ・継続雇用している給与等受給者への支給額で評価する。  
⇒ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等に対応
- ・定年退職者の再雇用や育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる者を除いて評価する。  
⇒ 雇用確保やワークライフバランス確保の取組に対応
- ・計画的に超過勤務を減らしている場合、超過勤務手当等を除いて評価する。  
⇒ 働き方改革の推進、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応
- ・災害時の超過勤務や一時雇用、業績に応じ支給する一時金や賞与等を除いて評価。  
⇒ 災害等による業績の変動等の企業がコントロールできない変動要因に対応

○通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価する。

- ・ 一部の従業員の給与が含まれない場合、別途考慮して評価する。
- ・ 外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・ 退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合、これを除いて評価する。
- ・ 令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない

# 税理士又は公認会計士等の確認書類の提出様式

(別添様式)

## 賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度)(又は〇年)において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」に記載のとおり賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1) 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事することなどによる超過勤務手当が多く発生した(対前年度〇%増加)が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 〇〇 〇〇

(添付書類)

・〇〇〇

・〇〇〇

## 1 適用対象

- ・令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての工事。  
但し、令和4年2月1日以降に公告する調達案件とする。

## 2 総合評価の加点

- ・加算点の合計の5%以上の整数となるよう加点の配点を設定。
- ・従来の加算点は今までどおり整理し、その後に賃上げ加算点を加算する。

### ①技術提案評価型S型(WTO)

加算点の合計が60点満点の場合→ 4点/64点=6% (≥5%)

### ②技術提案評価型S型(WTO以外)

加算点の合計が50点満点の場合→ 3点/53点=6% (≥5%)

### ③施工能力評価型Ⅱ型

加算点の合計が30点満点の場合→ 2点/32点=6% (≥5%)

## 3 評価方法

・「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価すること。

## 4 賃上げ実績の確認

- ・本局総務部契約課にて、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、確認する。

## 5 賃上げ基準に達していない者について

- ・本取組により加点する割合よりも大きな割合の減点。(賃上げ加算点に1点を加えた減点)

## 6 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について

- ・実質的に事業の同一性が確認される工事(維持工事等)で4年国債が対象。  
→ 四国では対象工事はなし。(4年国債の維持工事はない。)

## 1 適用対象

- ・令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての業務。  
但し、令和4年2月1日以降に公告する調達案件とする。

## 2 総合評価の加点

- ・技術点の5%以上の整数とし以下のとおりとする。
- ・従来の技術点に含めて加算を行い、その後の技術評価点の算出は従来と同じとする。

$$\text{技術評価点} = 60\text{点} \times \frac{\text{技術点(賃上げ加算点を含む)}}{\text{技術点満点(賃上げ加算の配点を含む)}}$$

※技術評価の配点【単体の例】

### ①(簡易)公募型競争入札(総合評価)方式(1:1~1:3)

簡易型(1:1) : 従来の技術評価の得点合計100点+賃上げ評価点6点とし加算点合計(6点÷106点=5.7%)

標準型(1:2) : 従来の技術評価の得点合計150点+賃上げ評価点8点とし加算点合計(8点÷158点=5.1%)

標準型(1:3) : 従来の技術評価の得点合計200点+賃上げ評価点11点とし加算点合計(11点÷211点=5.2%)

### ②一般競争入札(総合評価落札方式)方式

標準型(1:2) : 従来の技術評価の得点合計80点+賃上げ評価点5点とし加算点合計(5点÷85点=5.9%)

## 3 評価方法

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価すること。

## 4 賃上げ実績の確認

- ・本局総務部契約課にて、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、確認する。

## 5 賃上げ基準に達していない者について

- ・本取組により加点する割合よりも大きな割合の減点。(賃上げ評価点に1点を加えた減点)

## 6 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について

- ・実質的に事業の同一性が確認される業務(通年観測等)で4年国債が対象。

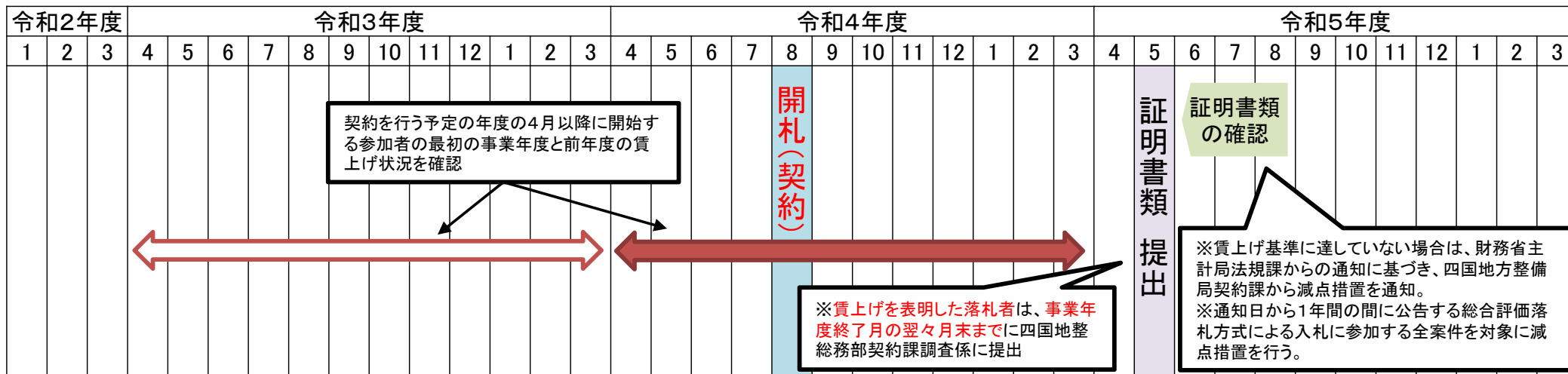
→ 四国では対象業務はなし。(4年国債の業務はない。)



①事業年度を選択する場合

契約を行う予定の年度の4月以降に開始する参加者の最初の事業年度において、対前年度で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上(中小企業等は給与総額を1.5%以上)増加させる旨、従業員に表明している場合に加点。

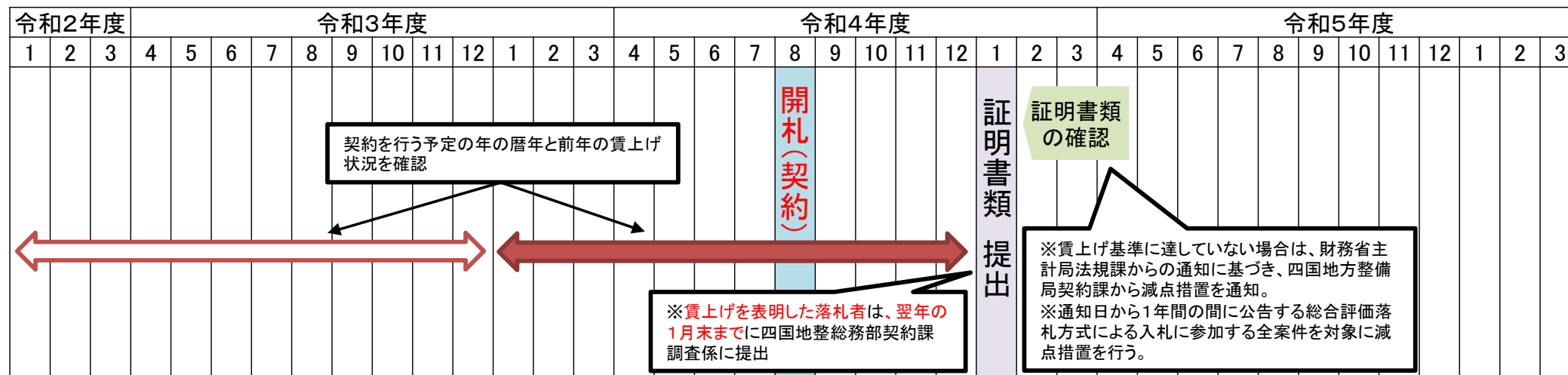
※事業年度が「令和4年4月～令和5年3月」の企業が、令和4年8月契約予定案件に参加表明する場合



②暦年を選択する場合

契約を行う予定の年の暦年において、前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上(中小企業等は給与総額を1.5%以上)増加させる旨、従業員に表明している場合に加点。

※事業年度が「令和4年4月～令和5年3月」の企業が、令和4年8月契約予定案件に参加表明する場合





## 緊急提言

～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～

令和3年11月8日  
新しい資本主義実現会議

営規律の確保に配慮しつつ、経営者保証に関するガイドラインの内容を明確化し、活用を促すことを検討する。

事業再生に関わる私的整理等に対する金融機関等の取組を促す施策を検討する。

### （8）新しい資本主義の時代における今後の税制の在り方についての政府税制調査会における検討

新しい資本主義の時代における今後の税制の在り方について、政府税制調査会の場で議論を進める。

## 2. 公的部門における分配機能の強化

### （1）公的価格の在り方の抜本的見直し

#### ①看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくための公的価格の在り方

若い世代の将来への不安を解消することは、消費の拡大につながり、成長と分配の好循環を支える基盤となる。人生100年時代の到来を見据え、子どもから子育て世代、お年寄りまで、全ての方々が安心して生活できる、全世代型社会保障の構築に取り組む。このため、新たに全世代型社会保障構築会議を立ち上げる。

新型コロナウイルス感染症や少子高齢化への対応の最前線におられる、看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくため、全世代型社会保障構築会議の下に公的価格評価検討委員会を設置し、公的価格の在り方の抜本的見直しを検討する。

これに先立ち、経済対策等において、必要な措置を行い前倒しで引き上げを実施する。

#### ②賃上げのための政府調達手法の検討

政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討する。

### （2）子ども・子育て支援

#### ①子ども目線での行政の在り方の検討

子どもを巡る様々な課題に適切に対応するため、子ども目線での行政の在り方について、本年末までに基本方針を決定し、可能であれば次期通常国会に法案を提出するというスケジュールを念頭に検討を進める。

#### ②保育の受け皿整備、幼保小連携の強化、学童保育制度の拡充や利用環境の整備など、子育て支援の促進

待機児童の早期解消を目指し、2024年度末までに約14万人分の保育の受け皿を整備する。このため、保育所の新設、改修に要する経費を支援するとともに、保育士の業務負担を軽減するためのICTシステムの導入の支援、保育士を目指す学生に対する学費の貸付け等により、保育人材の確保を図る。

幼児期の子ども達が、小学校教育へ円滑に移行できるようにする（幼保小連携）ため、好奇心や粘り強さといった学びや生活の基盤を育む体験活動など、モデル地域での実践を行い、教材や教育方法の開発・改善を行う。

学童保育、病児保育事業、乳幼児の一時預かり事業、保育コンシェルジュ等の運